

令和7年

大和市議会第4回定例会議案書

目 次

ページ

報告第 8 号 専決処分の承認について（令和 7 年度大和市一般会計補正予算（第 5 号））	5
議案第 51 号 大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について	7
議案第 52 号 大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例について	9
議案第 53 号 大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	11
議案第 54 号 大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例について	39
議案第 55 号 大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について	41
議案第 56 号 指定管理者の指定について	45
議案第 57 号 指定管理者の指定について	46
議案第 58 号 指定管理者の指定について	47
議案第 59 号 指定管理者の指定について	48
議案第 60 号 指定管理者の指定について	49
議案第 61 号 指定管理者の指定について	50
議案第 62 号 市道路線の認定について (以下、議案第 71 号まで別冊のとおり。)	
議案第 63 号 市道路線の認定について	
議案第 64 号 市道路線の認定について	
議案第 65 号 市道路線の認定について	
議案第 66 号 市道路線の認定について	
議案第 67 号 市道路線の認定について	
議案第 68 号 市道路線の認定について	
議案第 69 号 市道路線の認定について	
議案第 70 号 令和 7 年度大和市一般会計補正予算（第 6 号）	
議案第 71 号 令和 7 年度大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	

議案第 7 2 号 大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定 める条例について	51
議案第 7 3 号 大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例について	55

報告第8号

専決処分の承認について（令和7年度大和市一般会計補正予算（第5号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別記のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和7年11月25日提出

大和市長 古谷田 力

写

専 決 処 分 書

次に掲げる予算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

令和7年度大和市一般会計補正予算（第5号）（別紙）

理由

令和6年度に実施された定額減税において、給付に不足が生じた方への追加給付等が見込みを上回り、11月以降の給付に不足が見込まれることから、予算を早急に補正する必要による。

令和7年11月6日

大和市長 古谷田 力

議案第 51 号

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

大和市長　古谷田　力

提案理由

この条例を提出したのは、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 200 号）が施行されたことに伴い、選挙運動の公費負担額を改定したい必要による。

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例(平成6年大和市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 改正後の大和市議会議員及び大和市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、施行日以後にその期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 52 号

大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例について

大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 25 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市ハラスメント防止条例（令和 4 年大和市条例第 18 号）附則第 2 項の規定に基づき、必要な見直しを行ったことに伴い、所要の改正を行いたい必要による。

大和市ハラスメント防止条例の一部を改正する条例

大和市ハラスメント防止条例（令和4年大和市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「行為」の次に「であって規則で定めるもの」を加える。

第9条第1項中「人事主管課」を「ハラスメント主管課」に改める。

第10条第3項第3号中「人事主管課長」を「ハラスメント主管課長」に改める。

第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（他の公共団体等との連携）

第16条 市長は、職員が他の公共団体等に属するものからハラスメントを受けたとき
れる場合は、当該他の公共団体等に属するものに係る任命権者等に対し、調査を行うよ
う要請するとともに、必要に応じて当該他の公共団体等に属するものに対する指導等
の対応を行うよう求めなければならない。

2 市長は、職員に関し、他の公共団体等に属するものに係る任命権者等から調査又は対
応を行うよう求めがあった場合は、必要な協力をわなければならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第9条第1項及び第10条第3
項第3号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 53 号

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、人事院勧告に準じ、本市職員の給与についての改定等を行いたい必要による。

大和市一般職の職員の給与に関する条例及び大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大和市一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年大和町条例第1号)の一部を次のように改正する。

第10条の2第1項中「155, 000円」を「155, 400円」に改める。

第14条第3項第2号ウ中「7, 100円」を「7, 300円」に改め、同号エ中「10, 000円」を「10, 400円」に改め、同号オ中「12, 900円」を「13, 500円」に改め、同号カ中「15, 800円」を「16, 600円」に改め、同号キ中「18, 700円」を「19, 700円」に改め、同号ク中「21, 600円」を「22, 800円」に改め、同号ケ中「24, 400円」を「25, 900円」に改め、同号コ中「26, 200円」を「29, 100円」に改め、同号サ中「28, 000円」を「32, 300円」に改め、同号シ中「29, 800円」を「35, 500円」に改め、同号ス中「31, 600円」を「38, 700円」に改める。

第20条第1項中「31, 500円」を「33, 750円」に改める。

第22条第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の70」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を加える。

第23条第2項第1号中「100分の105」を「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」に改める。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1（第6条関係）

ア 行政職給料表(1)

級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
1	円 200,300	円 276,300	円 332,600	円 379,500	円 420,700	円 471,900
2	202,000	277,300	334,400	381,100	422,600	477,200
3	203,600	278,300	336,200	382,700	424,500	482,100
4	205,200	279,300	337,900	384,200	426,300	486,700
5	206,700	280,300	339,600	386,100	428,100	490,700
6	208,400	281,300	341,300	388,000	429,900	494,100
7	210,000	282,200	343,000	389,900	431,700	497,000
8	211,600	283,200	344,600	391,700	433,500	499,500
9	213,100	284,200	346,200	393,200	435,100	501,500
10	214,800	285,200	347,900	395,000	436,600	
11	216,500	286,200	349,600	396,700	438,100	
12	218,200	287,200	351,200	398,300	439,600	
13	219,400	288,200	352,700	400,000	441,100	
14	221,000	289,500	354,300	401,400	442,400	
15	222,600	290,800	355,900	402,800	443,700	
16	224,100	292,000	357,400	404,200	444,900	
17	225,600	293,200	358,800	405,600	446,100	
18	227,200	294,500	360,500	406,800	447,400	
19	228,800	295,700	362,100	408,000	448,700	
20	230,400	296,900	363,700	409,000	449,900	
21	232,000	297,900	364,800	410,100	451,100	
22	233,700	299,100	366,300	411,300	451,900	
23	235,000	300,300	367,800	412,400	452,700	
24	236,300	301,600	369,300	413,500	453,500	
25	237,600	302,900	371,000	414,200	454,100	
26	238,700	303,900	372,800	414,900	454,700	
27	239,800	304,900	374,400	415,500	455,300	
28	240,900	305,900	376,100	416,200	455,900	
29	242,000	307,000	377,500	416,800	456,600	
30	243,300	308,200	378,800	417,400	457,400	
31	244,700	309,300	380,000	417,900	457,800	
32	246,100	310,500	381,400	418,300	458,500	

33	247, 500	311, 600	382, 500	418, 700	459, 000	
34	248, 900	312, 900	383, 400	418, 900	459, 400	
35	250, 300	314, 200	384, 400	419, 200	459, 800	
36	251, 700	315, 500	385, 400	419, 500	460, 200	
37	253, 100	316, 700	386, 200	419, 800	460, 600	
38	254, 300	318, 000	387, 100	420, 100	460, 900	
39	255, 600	319, 300	388, 000	420, 400	461, 200	
40	256, 900	320, 600	388, 800	420, 700	461, 500	
41	258, 100	321, 900	389, 600	420, 900	461, 800	
42	259, 300	323, 100	390, 400	421, 200	462, 100	
43	260, 500	324, 400	391, 200	421, 400	462, 400	
44	261, 700	325, 500	391, 900	421, 700	462, 700	
45	262, 800	326, 400	392, 600	421, 900	463, 000	
46	263, 900	327, 700	393, 300	422, 200		
47	265, 000	329, 000	394, 000	422, 500		
48	266, 100	330, 300	394, 700	422, 800		
49	267, 000	331, 400	395, 200	423, 000		
50	268, 000	332, 700	395, 800	423, 300		
51	269, 000	333, 900	396, 400	423, 600		
52	270, 000	335, 100	397, 100	423, 800		
53	271, 000	336, 400	397, 500	424, 000		
54	271, 900	337, 400	398, 100	424, 300		
55	272, 700	338, 500	398, 700	424, 600		
56	273, 600	339, 600	399, 200	424, 800		
57	274, 400	344, 900	399, 600	425, 000		
58	275, 200	346, 800	400, 200	425, 300		
59	276, 000	348, 500	400, 800	425, 600		
60	276, 700	350, 100	401, 300	425, 800		
61	277, 400	351, 600	401, 700	426, 000		
62	278, 200	353, 200	402, 200	426, 300		
63	279, 000	354, 800	402, 700	426, 600		
64	279, 600	356, 400	403, 300	426, 800		
65	280, 300	358, 100	403, 600	427, 000		
66	281, 100	359, 900	404, 000			
67	281, 800	361, 700	404, 300			
68	282, 500	363, 500	404, 700			
69	283, 200	365, 000	405, 000			
70	283, 900	366, 400	405, 300			
71	284, 600	367, 800	405, 600			

72	285, 300	369, 200	405, 800				
73	286, 000	370, 700	406, 000				
74	286, 600	371, 500	406, 300				
75	287, 300	372, 400	406, 600				
76	287, 900	373, 400	406, 800				
77	288, 600	374, 300	407, 000				
78	289, 200	375, 400	407, 300				
79	289, 900	376, 300	407, 600				
80	290, 600	377, 300	407, 800				
81	291, 100	378, 200	408, 000				
82	291, 700	378, 900	408, 300				
83	292, 300	379, 600	408, 600				
84	293, 000	380, 200	408, 800				
85	293, 600	380, 600	409, 000				
86	294, 200	381, 200					
87	294, 800	381, 800					
88	295, 500	382, 500					
89	296, 100	382, 800					
90	296, 700	383, 500					
91	297, 200	384, 200					
92	297, 700	384, 800					
93	298, 200	385, 100					
94	298, 800	385, 600					
95	299, 300	386, 200					
96	299, 900	386, 800					
97	300, 300	387, 100					
98	300, 800	387, 700					
99	301, 300	388, 400					
100	301, 900	389, 000					
101	302, 400	389, 400					
102	302, 800	389, 900					
103	303, 100	390, 500					
104	303, 400	391, 000					
105	303, 600	391, 500					
106	303, 900	392, 100					
107	304, 100	392, 500					
108	304, 400	392, 800					
109	304, 600	393, 200					
110	304, 800	393, 700					

111	305, 100	394, 100				
112	305, 300	394, 500				
113	305, 600	394, 900				
114	305, 800	395, 400				
115	306, 100	395, 800				
116	306, 400	396, 200				
117	306, 700	396, 500				
118	307, 000					
119	307, 300					
120	307, 600					
121	307, 800					
122	308, 000					
123	308, 300					
124	308, 700					
125	308, 900					
126	309, 200					
127	309, 500					
128	309, 900					
129	310, 100					
130	310, 400					
131	310, 700					
132	311, 000					
133	311, 200					
134	311, 500					
135	311, 800					
136	312, 100					
137	312, 300					
138	312, 600					
139	313, 000					
140	313, 300					
141	313, 500					
142	313, 700					
143	314, 000					
144	314, 400					
145	314, 600					
146	314, 800					
147	315, 100					
148	315, 400					
149	315, 700					

150	315,900						
151	316,200						
152	316,500						
153	316,800						

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

イ 行政職給料表(2)

級 号 給	1 級	2 級	3 級
	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 188,100	円 206,700	円 276,300
2	189,200	208,400	277,300
3	190,400	210,000	278,300
4	191,300	211,600	279,300
5	192,700	213,100	280,300
6	193,800	214,800	281,300
7	194,700	216,500	282,200
8	195,900	218,200	283,200
9	197,100	219,400	284,200
10	198,500	221,000	285,200
11	200,000	222,600	286,200
12	201,600	224,100	287,200
13	203,300	225,600	288,200
14	205,100	227,200	289,500
15	206,700	228,800	290,800
16	208,200	230,400	292,000
17	209,800	232,000	293,200
18	211,500	233,700	294,500
19	212,800	235,000	295,700
20	214,200	236,300	296,900
21	215,200	237,600	297,900
22	216,700	238,700	299,100
23	218,200	239,800	300,300
24	219,700	240,900	301,600
25	221,100	242,000	302,900
26	223,000	242,900	303,900
27	224,400	243,800	304,900
28	225,800	244,800	305,900
29	227,000	245,800	307,000
30	228,500	246,700	308,200
31	229,800	247,600	309,300
32	231,200	248,400	310,500
33	232,500	249,200	311,600

34	233, 600	249, 900	312, 900
35	234, 400	250, 500	314, 200
36	235, 200	251, 100	315, 500
37	236, 300	251, 800	316, 700
38	237, 400	252, 400	318, 000
39	238, 500	253, 000	319, 300
40	239, 100	253, 600	320, 600
41	240, 000	254, 100	321, 900
42	240, 800	254, 700	323, 100
43	241, 500	255, 300	324, 400
44	242, 000	255, 800	325, 500
45	242, 800	256, 200	326, 400
46	243, 500	256, 600	327, 700
47	243, 900	256, 900	329, 000
48	244, 100	257, 200	330, 300
49	244, 700	257, 500	331, 400
50	245, 300	257, 800	332, 700
51	245, 700	258, 100	333, 900
52	246, 400	258, 400	335, 100
53	246, 700	258, 700	336, 400
54	247, 300	259, 000	337, 400
55	247, 900	259, 300	338, 500
56	248, 600	259, 600	339, 600
57	249, 000	259, 900	340, 300
58	249, 500	260, 200	341, 200
59	250, 000	260, 500	341, 900
60	250, 500	260, 800	342, 700
61	250, 800	271, 000	343, 500
62	251, 200	271, 900	343, 900
63	251, 600	272, 700	344, 400
64	252, 000	273, 600	345, 100
65	252, 500	274, 400	345, 900
66	252, 700	275, 200	346, 600
67	253, 100	276, 000	347, 300
68	253, 500	276, 700	347, 900
69	254, 000	277, 400	351, 600
70	254, 500	278, 200	353, 200
71	255, 000	279, 000	354, 800

72	255, 500	279, 600	356, 400
73	255, 700	280, 300	358, 100
74		281, 100	359, 900
75		281, 800	361, 700
76		282, 500	363, 500
77		283, 200	365, 000
78		283, 900	366, 400
79		284, 600	367, 800
80		285, 300	369, 200
81		286, 000	370, 700
82		286, 600	371, 500
83		287, 300	372, 400
84		287, 900	373, 400
85		288, 600	374, 300
86		289, 200	375, 400
87		289, 900	376, 300
88		290, 600	377, 300
89		291, 100	378, 200
90		291, 700	378, 900
91		292, 300	379, 600
92		293, 000	380, 200
93		293, 600	380, 600
94		294, 200	381, 200
95		294, 800	381, 800
96		295, 500	382, 500
97		296, 100	382, 800
98		296, 700	383, 500
99		297, 200	384, 200
100		297, 700	384, 800
101		298, 200	385, 100
102		298, 800	385, 600
103		299, 300	386, 200
104		299, 900	386, 800
105		300, 300	387, 100
106		300, 800	387, 700
107		301, 300	388, 400
108		301, 900	389, 000
109		302, 400	389, 400

110		302, 800	389, 900
111		303, 100	390, 500
112		303, 400	391, 000
113		303, 600	391, 500
114		303, 900	392, 100
115		304, 100	392, 500
116		304, 400	392, 800
117		304, 600	393, 200
118		304, 800	393, 700
119		305, 100	394, 100
120		305, 300	394, 500
121		305, 600	394, 900
122			395, 400
123			395, 800
124			396, 200
125			396, 500

備考 この表は、技能職員、労務職員及び学校給食員に適用する。

別表第2（第6条関係）

消防職給料表

級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額	7 級 給料月額
1	円 225,600	円 269,600	円 314,200	円 350,000	円 378,600	円 396,700	円 433,100
2	228,000	271,500	314,900	351,400	380,200	398,400	434,700
3	230,400	273,600	315,600	352,700	381,800	400,000	436,200
4	232,800	275,700	316,200	354,000	383,400	401,700	437,700
5	235,100	277,700	316,900	355,300	385,000	403,200	439,200
6	237,500	279,000	317,600	356,900	386,600	404,800	440,800
7	239,900	280,300	318,200	358,500	388,200	406,400	442,200
8	242,100	281,600	319,000	360,100	389,800	408,000	443,600
9	244,300	282,900	319,700	361,500	391,400	409,500	444,700
10	246,400	284,200	320,500	363,100	393,000	411,100	446,100
11	248,500	285,400	321,500	364,600	394,600	412,700	447,600
12	250,500	286,600	322,300	366,100	396,200	414,300	449,100
13	252,400	287,800	323,200	367,600	397,700	415,800	450,400
14	254,400	288,800	324,400	369,200	399,300	417,800	452,100
15	256,400	289,800	325,700	370,700	401,000	419,800	453,700
16	258,000	291,200	327,000	372,200	402,700	421,800	455,300
17	259,600	292,300	328,200	373,700	404,400	423,300	456,700
18	261,100	293,400	329,700	375,300	406,400	425,000	458,400
19	262,600	294,500	331,000	376,900	408,200	426,600	460,100
20	264,100	295,600	332,000	378,500	410,100	428,300	461,700
21	269,200	296,800	332,900	379,900	411,800	429,900	463,100
22	271,000	297,400	334,100	381,600	413,200	431,400	463,800
23	272,300	297,900	335,200	383,300	414,400	432,900	464,500
24	273,700	298,500	336,300	384,900	415,700	434,300	465,200
25	275,100	298,900	337,400	386,500	416,700	435,500	465,600
26	276,300	299,500	338,600	388,100	417,800	437,000	466,100
27	277,500	300,000	339,800	389,700	418,800	438,500	466,700
28	278,600	300,500	340,800	391,300	419,800	439,900	467,300
29	279,900	300,900	341,900	393,000	420,900	441,400	467,900
30	281,000	301,500	343,100	395,000	422,000	442,700	468,600
31	282,200	302,000	344,300	397,000	423,100	443,900	469,100
32	283,300	302,500	345,500	399,000	424,200	445,100	469,600

33	284, 600	303, 000	346, 600	400, 700	425, 400	446, 100	470, 100
34	285, 900	303, 600	347, 700	402, 400	426, 200	446, 800	
35	287, 100	304, 000	348, 900	403, 900	427, 000	447, 500	
36	288, 300	304, 400	350, 100	405, 400	427, 600	448, 200	
37	289, 200	304, 900	351, 200	406, 600	428, 100	448, 700	
38	290, 200	305, 500	352, 500	407, 600	428, 800	449, 100	
39	291, 300	306, 100	353, 700	408, 600	429, 500	449, 500	
40	292, 300	306, 600	354, 900	409, 600	430, 100	449, 800	
41	293, 500	307, 200	356, 100	410, 600	430, 800	450, 100	
42	294, 100	307, 900	357, 400	411, 700	431, 200	450, 400	
43	294, 700	308, 600	358, 700	412, 800	431, 800	450, 700	
44	295, 300	309, 200	360, 000	413, 900	432, 400	451, 000	
45	295, 700	309, 800	360, 900	415, 200	432, 800	451, 200	
46	296, 300	310, 600	362, 200	416, 000	433, 200	451, 500	
47	296, 900	311, 400	363, 400	416, 800	433, 700	451, 800	
48	297, 400	312, 100	364, 600	417, 400	434, 200	452, 000	
49	297, 800	312, 900	365, 700	417, 900	434, 700	452, 300	
50	298, 400	313, 900	367, 000	418, 600	435, 200	452, 600	
51	299, 000	314, 900	368, 400	419, 200	435, 600	452, 900	
52	299, 500	315, 900	369, 800	419, 900	436, 000	453, 200	
53	299, 900	316, 900	371, 100	420, 200	436, 400	453, 400	
54	300, 400	318, 000	372, 600	420, 900	436, 700	453, 700	
55	300, 900	319, 000	374, 100	421, 600	437, 000	453, 900	
56	301, 400	320, 000	375, 500	422, 100	437, 300	454, 200	
57	301, 900	321, 000	376, 700	422, 500	437, 500	454, 400	
58	302, 400	322, 100	378, 100	422, 900	437, 800	454, 700	
59	303, 000	323, 200	379, 400	423, 400	438, 100	455, 000	
60	303, 500	324, 300	380, 800	423, 900	438, 300	455, 200	
61	304, 100	325, 100	381, 900	424, 400	438, 500	455, 400	
62	304, 700	326, 200	383, 100	424, 800	438, 800	455, 700	
63	305, 400	327, 300	384, 300	425, 300	439, 100	456, 000	
64	306, 000	328, 400	385, 500	425, 800	439, 300	456, 300	
65	306, 600	329, 300	386, 800	426, 300	439, 500	456, 500	
66	307, 400	330, 400	388, 000	426, 800	439, 800	456, 800	
67	308, 200	331, 500	389, 200	427, 400	440, 100	457, 100	
68	308, 900	332, 600	390, 300	427, 900	440, 300	457, 400	
69	309, 700	333, 600	391, 400	428, 300	440, 500	457, 600	
70		334, 700	392, 600	428, 900	440, 800	457, 900	
71		335, 900	393, 700	429, 300	441, 100	458, 200	

72		337, 100	394, 900	429, 500	441, 300	458, 500	
73		337, 800	396, 000	429, 800	441, 500	458, 700	
74		339, 100	396, 600	430, 300	441, 800		
75		340, 400	397, 100	430, 600	442, 100		
76		341, 700	397, 600	430, 900	442, 300		
77		342, 900	398, 200	431, 200	442, 500		
78		344, 300	398, 800	431, 600			
79		345, 700	399, 400	432, 000			
80		347, 100	400, 000	432, 400			
81		348, 400	400, 300	432, 700			
82		350, 000	400, 800				
83		351, 500	401, 300				
84		353, 000	401, 800				
85		354, 400	402, 200				
86			402, 600				
87			403, 100				
88			403, 600				
89			404, 000				
90			404, 500				
91			405, 000				
92			405, 400				
93			405, 700				
94			406, 100				
95			406, 500				
96			406, 800				
97			407, 100				
98			407, 600				
99			408, 100				
100			408, 600				
101			408, 900				
102			409, 400				
103			409, 900				
104			410, 400				
105			410, 700				
106			411, 200				
107			411, 700				
108			412, 200				
109			412, 600				
110			413, 100				

111			413, 500				
112			414, 000				
113			414, 400				

備考 この表は、消防長（行政職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）及び消防吏員に適用する。

別表第3（第6条関係）

ア 医療職給料表(1)

級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	6 級 給料月額
1	円 355,700	円 415,600	円 470,300	円 566,200	円 613,700	円 736,000
2	358,800	418,300	472,300	572,300	619,500	
3	362,000	420,900	474,200	577,400	624,500	
4	365,200	423,300	476,100	582,100	628,800	
5	368,500	425,600	477,500	586,400	632,800	
6	371,600	427,800	479,200	590,700	636,200	
7	374,700	429,800	481,000	594,100	639,100	
8	377,700	431,900	482,800	597,000	641,800	
9	380,800	434,000	484,600	599,500		
10	383,100	435,500	486,300	601,800		
11	385,400	437,000	488,100			
12	387,600	438,500	489,900			
13	389,500	439,900	491,700			
14	391,200	441,300	493,400			
15	392,900	442,800	495,200			
16	394,700	444,200	497,000			
17	396,400	445,500	498,800			
18	398,200	447,000	500,700			
19	399,800	448,400	502,600			
20	401,100	449,800	504,500			
21	402,500	451,100	506,400			
22	403,900	452,600	508,100			
23	405,300	454,000	509,900			
24	406,700	455,400	511,700			
25	408,200	456,800	513,300			
26	408,900	458,200	515,100			
27	409,500	459,500	516,900			
28	410,100	460,900	518,400			
29	410,900	462,300	519,800			
30	411,500	463,600	521,500			
31	412,100	465,000	523,300			
32	412,600	466,400	525,000			

33	413, 100	467, 700	526, 500				
34	413, 500	469, 100	527, 800				
35	414, 000	470, 400	529, 100				
36	414, 400	471, 800	530, 400				
37	414, 800	473, 200	531, 400				
38	415, 100	474, 900	532, 700				
39	415, 400	476, 500	534, 000				
40	415, 800	478, 000	535, 300				
41	416, 100	479, 600	536, 300				
42	416, 500	480, 800	537, 100				
43	416, 800	481, 900	537, 900				
44	417, 200	483, 000	538, 700				
45	417, 600	484, 000	539, 600				
46	417, 900	484, 900	540, 400				
47	418, 200	485, 800	541, 200				
48	418, 500	486, 600	541, 900				
49	418, 800	487, 300	542, 700				
50		488, 000	543, 500				
51		488, 700	544, 200				
52		489, 300	545, 100				
53		489, 900	546, 000				
54		490, 600	546, 800				
55		491, 200	547, 700				
56		491, 800	548, 600				
57		492, 100	549, 400				
58		492, 700	550, 200				
59		493, 300	551, 000				
60		494, 000	551, 700				
61		494, 400	552, 500				
62		495, 000	553, 400				
63		495, 700	554, 300				
64		496, 400	555, 200				
65		496, 800	556, 000				
66		497, 400	556, 900				
67		498, 000	557, 800				
68		498, 500	558, 700				
69		499, 000	559, 500				
70		499, 500	560, 400				
71		500, 000	561, 300				

72		500,500	562,200				
73		500,900	563,000				
74		501,400					
75		501,800					
76		502,200					
77		502,700					
78		503,300					
79		503,800					
80		504,200					
81		504,700					
82		505,300					
83		505,900					
84		506,400					
85		506,900					

備考 この表は、病院に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 239,800	円 274,400	円 293,300	円 326,300	円 372,300	円 427,200
2	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
3	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
4	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
5	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
6	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
7	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
8	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
9	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
10	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
11	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
12	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
13	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
14	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
15	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
16	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
17	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
18	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
19	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
20	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
21	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
22	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
23	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
24	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
25	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
26	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
27	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
28	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
29	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
30	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
31	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
32	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400
33	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700

34	272, 700	301, 400	326, 200	374, 500	417, 300	461, 000
35	273, 300	302, 400	327, 400	375, 700	417, 800	461, 300
36	274, 100	303, 300	328, 600	376, 800	418, 200	461, 600
37	275, 000	304, 300	329, 800	377, 800	418, 600	461, 900
38	275, 800	305, 300	331, 000	378, 600	418, 800	
39	276, 600	306, 300	332, 300	379, 500	419, 100	
40	277, 300	307, 300	333, 500	380, 600	419, 400	
41	278, 000	308, 200	334, 400	381, 600	419, 700	
42	278, 800	309, 400	335, 600	382, 600	420, 000	
43	279, 600	310, 500	336, 800	383, 600	420, 300	
44	280, 300	311, 600	338, 000	384, 500	420, 600	
45	281, 000	312, 600	338, 900	385, 300	420, 800	
46	281, 800	313, 700	339, 900	386, 100	421, 100	
47	282, 600	314, 800	340, 900	387, 000	421, 400	
48	283, 300	315, 800	341, 800	387, 800	421, 700	
49	284, 000	316, 900	342, 700	388, 300	421, 900	
50	284, 700	317, 900	343, 600	389, 100	422, 100	
51	285, 300	319, 000	344, 600	389, 900	422, 400	
52	286, 000	320, 100	345, 500	390, 700	422, 700	
53	286, 700	321, 100	346, 000	391, 100	422, 900	
54	287, 300	322, 100	346, 900	391, 800		
55	288, 000	323, 100	347, 600	392, 500		
56	288, 600	324, 100	348, 500	393, 100		
57	289, 300	325, 000	349, 200	393, 500		
58	290, 000	326, 000	349, 500	394, 000		
59	290, 700	327, 000	349, 900	394, 600		
60	291, 300	327, 900	350, 500	395, 200		
61	291, 800	328, 800	351, 100	395, 600		
62	292, 400	329, 500	351, 800	396, 100		
63	293, 100	330, 200	352, 500	396, 600		
64	293, 700	330, 800	353, 100	397, 100		
65	294, 200	331, 400	353, 800	397, 700		
66	294, 800	332, 100	354, 300	398, 200		
67	295, 500	332, 700	354, 900	398, 800		
68	296, 100	333, 300	355, 500	399, 400		
69	296, 700	333, 900	355, 800	399, 900		
70		334, 100	356, 300	400, 400		
71		334, 500	356, 700	400, 800		
72		335, 000	357, 200	401, 200		

73		335, 600	357, 700	401, 500		
74		336, 100	358, 200	402, 000		
75		336, 600	358, 700	402, 400		
76		337, 000	359, 100	402, 800		
77		337, 600	359, 400	403, 200		
78			359, 700			
79			359, 900			
80			360, 200			
81			360, 700			
82			361, 000			
83			361, 300			
84			361, 600			
85			362, 000			
86			362, 300			
87			362, 600			
88			362, 900			
89			363, 300			
90			363, 600			
91			363, 800			
92			364, 100			
93			364, 400			

備考 この表は、病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の医療技術員に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	円 254,700	円 293,900	円 307,300	円 330,800	円 373,400	円 428,500
2	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800
20	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200

34	288, 500	311, 400	331, 200	369, 100	430, 400	473, 900
35	289, 000	312, 100	332, 300	370, 500	431, 600	474, 600
36	289, 400	312, 800	333, 400	371, 900	432, 800	475, 400
37	289, 800	313, 500	334, 500	373, 300	434, 100	476, 200
38	290, 400	314, 300	335, 600	374, 300	435, 200	477, 000
39	290, 900	315, 100	336, 700	375, 700	436, 400	477, 700
40	291, 300	315, 900	337, 800	377, 000	437, 600	478, 400
41	291, 700	316, 500	338, 600	378, 300	438, 800	479, 200
42	292, 200	317, 400	339, 700	379, 700	439, 800	
43	292, 600	318, 400	340, 800	381, 000	440, 900	
44	293, 100	319, 300	341, 800	382, 300	442, 000	
45	293, 600	320, 100	342, 700	383, 800	443, 000	
46	294, 000	321, 100	343, 600	385, 000	443, 500	
47	294, 500	322, 100	344, 600	386, 100	444, 000	
48	294, 900	323, 000	345, 600	387, 300	444, 400	
49	295, 400	323, 900	346, 800	388, 400	445, 000	
50	295, 800	324, 800	348, 100	389, 300	445, 500	
51	296, 300	325, 800	349, 300	390, 300	445, 900	
52	296, 800	326, 800	350, 500	391, 200	446, 400	
53	297, 200	327, 600	351, 400	391, 800	446, 900	
54	297, 600	328, 500	352, 600	392, 600	447, 300	
55	298, 100	329, 500	353, 700	393, 400	447, 600	
56	298, 500	330, 400	355, 000	394, 200	447, 900	
57	299, 000	331, 300	356, 000	394, 900	448, 300	
58	299, 700	332, 200	356, 900	395, 600		
59	300, 400	333, 200	358, 000	396, 300		
60	301, 100	334, 100	359, 200	396, 900		
61	301, 800	335, 000	360, 300	397, 500		
62	302, 700	336, 100	361, 500	398, 100		
63	303, 600	337, 300	362, 700	398, 800		
64	304, 300	338, 500	363, 700	399, 400		
65	305, 000	339, 200	364, 700	400, 100		
66	305, 900	340, 300	365, 700	400, 600		
67	306, 700	341, 400	366, 800	401, 200		
68	307, 500	342, 300	367, 900	401, 700		
69	308, 200	343, 400	368, 700	402, 100		
70	309, 100	344, 100	369, 800	402, 700		
71	310, 000	345, 200	370, 900	403, 100		
72	310, 800	346, 300	371, 900	403, 400		

73	311, 700	347, 400	372, 600	403, 700		
74	312, 500	348, 600	373, 400	404, 200		
75	313, 400	349, 700	374, 200	404, 600		
76	314, 300	350, 800	374, 900	404, 900		
77	315, 100	351, 900	375, 500	405, 200		
78	316, 000	353, 000	376, 000	405, 700		
79	317, 000	354, 000	376, 500	406, 200		
80	317, 900	355, 100	377, 000	406, 600		
81	318, 400	356, 000	377, 600	406, 900		
82	319, 200	357, 000	378, 100	407, 300		
83	320, 100	357, 900	378, 600	407, 800		
84	320, 900	358, 900	379, 100	408, 200		
85	321, 700	359, 800	379, 500	408, 600		
86	322, 600	360, 600	379, 900			
87	323, 600	361, 400	380, 500			
88	324, 600	362, 200	381, 000			
89	325, 500	362, 800	381, 300			
90	326, 500	363, 400	381, 800			
91	327, 500	364, 000	382, 100			
92	328, 500	364, 600	382, 400			
93	329, 300	365, 000	383, 000			
94	330, 000	365, 400	383, 500			
95	330, 700	365, 900	384, 000			
96	331, 300	366, 300	384, 500			
97	331, 800	366, 800	385, 100			
98	332, 100					
99	332, 600					
100	333, 200					
101	333, 600					
102	334, 100					
103	334, 700					
104	335, 200					
105	335, 600					
106	336, 100					
107	336, 600					
108	337, 100					
109	337, 500					
110	337, 800					
111	338, 100					

112	338, 400					
113	338, 700					

備考 この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第4（第6条関係）

定年前再任用短時間勤務職員給料表

職務の級	給料月額
1級	227,800円
2級	256,800円
3級	269,500円

第2条 大和市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、同条第3項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」に改める。

第23条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の50、12月に支給する場合においては100分の52.5」を「100分の51.25」に改める。

(大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成18年大和市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表給料月額の欄を次のように改める。

給料月額
405,000円
455,000円
508,000円
574,000円
655,000円

第8条第2項中「100分の95」の次に「と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を、「100分の87.5」の次に「と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を加える。

第4条 大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」を「100分の126.25」とあるのは「100分の96.25」に、「100分の105」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の90」を「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大和市一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正後の大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項において「改正後の条例」と総称する。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大和市一般職の職員の給与に関する条例及び第3条の規定による改正前の大和市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 54 号

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例について

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 25 日

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、大和市柳橋ふれあいプラザ会議室等及び浴室の使用料の改定等を行いたい必要による。

大和市柳橋ふれあいプラザ条例の一部を改正する条例

大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成5年大和市条例第32号）の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1第1集会室の項中「600円」を「750円」に、「750円」を「900円」に改め、同表第2集会室の項中「300円」を「350円」に、「400円」を「500円」に改め、同表会議室の項中「200円」を「250円」に改め、同表調理実習室の項中「200円」を「250円」に、「250円」を「300円」に改める。

別表第2中 「

中学生以上	1回につき 100円	中学生以上	1回につき 300円
-------	------------	-------	------------

」 を

「

大人	1回につき 200円	大人	1回につき 400円
中高生	1回につき 100円	中高生	1回につき 300円

」に改め、同表備

考第1項中「1回」を「この表において「1回」」に改め、同表備考第2項を次のように改める。

2 この表において「中高生」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（小学生及び幼児を除く。）をいう。

別表第2備考第3項中「小学生」を「この表において「小学生」」に改め、「学校教育法」の次に「（昭和22年法律第26号）」を加え、同表備考第4項を次のように改める。

4 この表において「幼児」とは、小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則の改正規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の大和市柳橋ふれあいプラザ条例（以下「新条例」という。）第24条第1項の規定により使用料を納付させることその他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

議案第 55 号

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 25 日

大和市長　吉谷田　力

提案理由

この条例を提出したのは、一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の額の改定、事業系一般廃棄物の排出に係る指定収集袋の廃止等を行いたい必要による。

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（平成4年大和市条例第26号）の一部を次のように改正する。

目次中「～第7条」を「一第7条」に、「～第14条」を「一第14条」に、「～第20条」を「一第20条」に、「～第31条」を「一第31条」に、「～第33条の6」を「一第33条の6」に、「～第39条」を「一第39条」に、「～第42条」を「一第42条」に改める。

第2条第1項中「おける用語の意義」を「おいて使用する用語」に改め、「」の次に「において使用する用語」を加え、同条第2項中「おける」を「掲げる」に改める。

第25条第1項ただし書きを削る。

別表第1手数料の欄中「200円」を「350円」に、「360円」を「580円」に改め、同表事業系一般廃棄物、指定収集袋を使用して排出するとき。の項を削る。

別表第2中	(1) 第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。	10キログラムまでごとに200円	を 1立方メートルまでごとに3,400円
	(2) (1)の算定基準によることが著しく実情に合わないと市長が認めるとき。		
「第24条第2項の規定により市長が定めた産業廃棄物を市長の指定する処理施設へ搬入するとき。			に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、目次及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の大和市廃棄物の減量化、資源化、適正処理等に関する条例（以下「新条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に行う一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用について適用し、施行日前に行った一般廃棄物の処理に係る手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日から令和10年3月31日までの間における新条例別表第1の規定の適用に

については、同表手数料の欄中「350円」とあるのは、「300円」とする。

4 この条例の施行の際現に交付されている新条例第2条第2項第5号に規定する事業系一般廃棄物に係る新条例第21条の2に規定する指定収集袋については、令和9年9月30日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

(準備行為)

5 新条例第36条第1項及び別表第1の規定による手数料の徴収その他新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

議案第 56 号

指定管理者の指定について

大和市柳橋ふれあいプラザ条例（平成 5 年大和市条例第 32 号）第 2 条第 2 項に規定する大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 大和市柳橋ふれあいプラザ
- 2 指定管理者の名称 シンコースポート株式会社
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

大和市柳橋ふれあいプラザの指定管理者を指定したい必要による。

議案第 57 号

指定管理者の指定について

大和市障害者自立支援センター条例（平成17年大和市条例第28号）第2条に規定する大和市障害者自立支援センターの指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- | | |
|------------|--|
| 1 施設の名称 | 大和市障害者自立支援センター |
| 2 指定管理者の名称 | 社会福祉法人すずらんの会 |
| 3 指定期間 | 令和8年4月1日から令和13年3月31日まで
令和7年11月25日提出 |

大和市長 古谷田 力

提案理由

大和市障害者自立支援センターの指定管理者を指定したい必要による。

議案第 58 号

指定管理者の指定について

大和市都市公園条例（昭和 45 年大和市条例第 24 号）別表第 1 に規定するつきみ野 1 号公園、引地台公園及び宮久保公園並びに大和市営自動車駐車場条例（平成 3 年大和市条例第 12 号）第 2 条に規定する引地台温水プール立体駐車場の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

1 施設の名称 つきみ野 1 号公園

引地台公園

宮久保公園

引地台温水プール立体駐車場

2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団

3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

つきみ野 1 号公園、引地台公園、宮久保公園及び引地台温水プール立体駐車場の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 59 号

指定管理者の指定について

大和市都市公園条例（昭和 45 年大和市条例第 24 号）別表第 1 に規定する多胡記念公園の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 多胡記念公園
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

多胡記念公園の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 60 号

指定管理者の指定について

大和市スポーツ施設設置条例（昭和 61 年大和市条例第 35 号）別表第 1 に規定する大和市営大和スポーツセンター、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場及び大和市営下福田スポーツ広場の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

1 施 設 の 名 称 大和市営大和スポーツセンター

大和市営草柳庭球場

大和市営桜森スポーツ広場

大和市営下福田野球場

大和市営下福田スポーツ広場

2 指 定 管 理 者 の 名 称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団

3 指 定 期 間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで

令和 7 年 11 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

大和市営大和スポーツセンター、大和市営草柳庭球場、大和市営桜森スポーツ広場、大和市営下福田野球場及び大和市営下福田スポーツ広場の指定管理者を指定したい必要による。

議案第 61 号

指定管理者の指定について

大和市郷土民家園条例（平成 6 年大和市条例第 8 号）第 2 条第 2 項に規定する大和市郷土民家園の指定管理者を次のとおり指定したいので、議決を求める。

- 1 施設の名称 大和市郷土民家園
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人大和市スポーツ・よか・みどり財団
- 3 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
令和 7 年 11 月 25 日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

大和市郷土民家園の指定管理者を指定したい必要による。

議案第72号

大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めたい必要による。

大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

(最低基準の目的)

第3条 この条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援を提供することにより、利用乳幼児が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第4条 市長は、大和市附属機関の設置に関する条例（昭和33年大和町条例第9号）の規定により設置された大和市子ども・子育て会議の意見を聴き、乳児等通園支援事業者に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常に

その改善を図らなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。
(設備及び運営に関する最低基準)

第7条 最低基準は、第3条から前条までの規定に適合するよう規則で定める。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第73号

大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について

大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

令和7年11月25日提出

大和市長 古谷田 力

提案理由

この条例を提出したのは、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めたい必要による。

大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号）において使用する用語の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営に関する基準)

第4条 法第54条の3において準用する法第46条第2項に規定する特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、前条の規定に適合するよう規則で定める。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(準備行為)
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）附則第5条第2項の規定による確認は、施行日前においても、この条例（これに基づく規則を含む。）の規定の例により行うことができる。